

計画期間

平成 28 年度～平成 37 年度

伊勢原市酪農・肉用牛生産近代化計画書

平成 28 年 9 月

神奈川県伊勢原市

目 次

I	酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針	P3
1	酪農及び肉用牛生産の役割、機能	P3
2	現状と課題及び今後の取組方針	P3
(1)	現状と課題	
(2)	今後の取組方針	
3	担い手の育成と労働負担の軽減に向けた対応	P4
(1)	担い手の確保と育成	
(2)	労働負担の軽減	
4	乳用牛・肉用牛飼養頭数減少への対応	P4
5	国産・飼料生産基盤の確立	P4
(1)	品質及び生産性の向上	
(2)	飼料生産受託組織の育成	
(3)	飼料作付け面積の拡大	
(4)	飼料穀物の栽培・利用	
(5)	未利用資源の有効活用	
(6)	その他	
6	家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実・強化	P5
(1)	良質な堆肥生産と利用推進	
(2)	臭気防止対策・排水対策の推進	
7	畜産クラスターの取組等による地域の活性化	P6
8	消費者の信頼確保	P6
(1)	生産段階における衛生管理の充実・強化	
(2)	飼料・飼料添加物及び動物用医薬品等に係る安全性の確保	
(3)	加工・流通段階における安全性の確保	
(4)	牛トレーサビリティの推進	
9	6次産業化の推進	P7
II	生乳の生産量の目標並びに乳用牛及び肉用牛の飼養頭数の目標	P8
1	生乳の生産量及び乳用牛の飼養頭数の目標	P8
2	肉用牛の飼養頭数の目標	P8
III	近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標	P9
1	酪農経営方式	P9
2	肉用牛経営方式	P10

IV 乳用牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項	P11
1 乳用牛	P11
(1)乳用牛飼養構造	
(2)乳用牛の飼養規模拡大のための措置	
2 肉用牛	P12
(1)肉用牛飼養構造	
(2)肉用牛の飼養規模拡大のための措置	
V 飼料の自給率の向上に関する事項	P13
1 飼料の自給率の向上	P13
2 具体的措置	P13
VI 集乳の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項	P14
1 集送乳の合理化	P14
2 肉用牛及び牛肉の流通の合理化	P14
(1)肉用牛の流通合理化	
(2)牛肉の流通の合理化	
VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項	P15
1 畜産クラスターの推進方針	P15

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 酪農及び肉用牛生産の役割、機能

本市の畜産は、都市近郊にありながら農業の中核部門として、食生活に不可欠な動物性たんぱく質・ミネラルなど多様な栄養素を安定的に供給し、市民の多様で豊かな食生活に大きく貢献している。また、市内や近隣農家に不可欠である農業生産に欠かせない良質堆肥の供給を通じた資源循環の役割も担っており、適正な量を提供し続けている。

さらに酪農及び肉用牛生産については、安全で新鮮な牛乳・牛肉等を安定的に供給するとともに、飼料作物生産の面からは、飼料自給率の向上や耕作放棄地解消による農地の有効活用などの多面的機能を発揮している。近年では、食育や地産地消といった取り組みを求められていることから、食に関する知識を提供し続けることが求められている。

2 現状と課題及び今後の取り組み方針

(1) 現状と課題

本市では、飼料価格の高止まりや子牛価格の上昇、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定の署名等、経済連携交渉の進展による将来的な輸入畜産物増大に対する懸念及び家畜排せつ物対策等の多くの課題を抱え、担い手の高齢化や後継者不足等による離農が進み、平成21年から26年までの5年間で、乳用牛飼養戸数は30%減少、肉用牛飼養戸数は40%減少するなど、生産基盤の弱体化が進行している。特に、都市化が進展する本市では、経営の規模拡大によるスケールメリットを十分に受けられない上、臭気問題が顕在し、経営継続に影響を与えるなど、環境問題への対応が不可欠である。

(2) 今後の取り組み方針

本市の酪農及び肉用牛生産の持続的な発展を実現するために、機械・施設整備等による生産基盤の強化に加え、臭気対策への取り組みなど、地域環境と調和するための畜産環境対策を促進する。また、生産者や消費者と連携を図り、畜産物を含めた農産物の地産地消を推進する。

さらに、神奈川県が策定する「神奈川県酪農・肉用牛生産近代化計画書」に定める7つの取り組みについて積極的に連携して協力する。

3 担い手の育成と労働負担の軽減に向けた対応

(1) 担い手の確保と育成

将来にわたり、市内の酪農及び肉用牛の経営の安定化を図るために、安心して事業を継承できるよう担い手の確保と育成が重要になるが、本市

の現状に照らし、酪農及び肉用牛経営の基本となっている家族経営及びその後継者の育成を基本としつつ、若年層や農業以外からの新規参入を促すため、神奈川県が推進する体系的な研修などの情報提供や担い手を希望する農家への仲介・斡旋などを実施することにより、知識・技術を備えた担い手の確保と育成を図ることとする。

(2) 労働負担の軽減

酪農及び肉用牛の経営の労働負担の軽減を図るために、飼養畜種や飼養規模、管理方法など戸別農家の特性に応じて、TMR（混合飼料）給与方式の拡充及び自動給餌機の導入又は改修・更新に対する支援、コントラクター、預託育成などの外部支援組織の積極的活用、さらに、酪農経営にあっては、哺乳ロボットや搾乳ユニット自動搬送装置の導入又は改修・更新に対する支援や酪農ヘルパーの活用による労働負担の軽減を図ることを推進する。

4 乳用牛及び肉用牛の飼養頭数の減少への対応

乳用牛の飼養頭数については、平成21年から26年までの5年間で、約15%減少しており、肉用牛の飼養頭数については約20%減少している。

酪農においては、後継者不足や飼料の高止まり等、畜産業を取り巻く環境が厳しい中、市域における飼養頭数の減少防止を目的として、後継牛の確保や畜舎・排せつ物処理設備の整備等への支援、市内産牛乳の商品開発など、生産基盤の強化を促進する。

肉用牛経営においては、素牛価格の高騰に対応した繁殖・肥育一貫経営への移行の支援、酪農との連携による黒毛和種受精卵の活用、耕種農家との連携による良質堆肥の還元と稻わらの活用など、生産性の高い経営体制を推進する。

5 国産・飼料生産基盤の確立

酪農及び肉用牛経営は、飼料作物の栽培を行う土地利用型畜産であり、資源循環型畜産の確立や安全安心な飼料の確保、農地の有効活用とともに、良好な景観の形成など多面的な機能を有している。また、近年の飼料価格の高止まりにより、自給飼料生産による輸入飼料依存体质からの脱却の重要性が一層増している。そこで、自給飼料生産の推進と国内粗飼料等の利用を促進するため、下記の取組を推進する。

(1) 品質及び生産性の向上

飼料作物の奨励品種の普及、栽培管理技術の向上等により品質及び生産性の向上を図る。

(2) 飼料生産受託組織の育成

良質な飼料を省力化・低コストで生産するため、飼料用作物生産受託組織（コントラクター）の育成に努め、栽培管理や機械利用などの共同化を図る。また、コントラクターは、自給飼料生産の作業受託だけでなく、TMR（混合飼料）製造等の多様な取組が可能となるよう支援する。

(3) 飼料作付面積の拡大

耕作放棄地等の未利用農地の活用や農地の集約化等を進め、効率的な土地利用による自給飼料生産を推進する。また、トウモロコシの二期作やトウモロコシと他の作物との二毛作等を推進することでTDN（可消化養分総量）収量の増収を図る。

(4) 飼料穀物の栽培・利用

米や麦等穀物の栽培に取り組む市内外の耕種農家と連携し、飼料用穀物の利用拡大に努める。また、国等の補助事業を活用し、自ら飼料用米や稻WCS（稻発酵粗飼料）等の栽培・利用に取り組む組織の育成を図る。

(5) 未利用資源の有効活用

飼料費の低減や、資源循環を図るため、食品残さ等を利用して製造された飼料（エコフィード）については、安全性を確保しつつ、保存性や嗜好性を高めることで利用拡大を進める。また、肉用牛経営での県内産稻わらの利用拡大を図るため、一層の耕畜連携に努める。

(6) その他

酪農経営においては、育成牛の預託育成を推進し、労働負担の軽減と飼料自給率の向上を図る。

6 家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実・強化

都市化の進展が著しい本市の状況にあって、周辺地域の環境との調和が求められているが、臭気等に関する苦情は後を絶たない現状である。このため、より一層、農場の環境美化や衛生対策に努め、広く市民の理解・信頼を得ることが必要である。また、畜舎からの排水に関する水質規制基準も段階的に強化されていることから、これらに適応した畜産経営環境整備が不可欠となる。このような中で、家畜排せつ物の資源循環や適正処理を推進するため、次の取組を行う。

(1) 良質な堆肥生産と利用推進

堆肥使用者である耕種農家のニーズに即した良質堆肥生産を行うため、関係機関（県畜産経営環境保全総合対策指導協議会、県畜産技術センター）と連携し、技術指導や優良事例の普及・導入等を促進する。また、畜産農家と耕種農家との有機的連携を支援し、堆肥の利用拡大を図る。

(2) 臭気防止対策・排水対策の推進

家畜の適正な飼養管理や既存施設の改修、定期点検等を徹底するとともに、畜舎からの臭気発生要因となる家畜排せつ物の適切な除去や粉塵対策等を実施することにより、臭気発生の最小化を図るとともに、排水処理等に対する新しい技術の導入・普及等を推進する。

また、県畜産経営環境保全総合対策指導協議会が行う神奈川県畜産環境コンクールへの参加を促進することにより、畜産関係者への意識啓発を図るとともに、市民への理解・信頼を得ることとする。

7 畜産クラスターの取組等による地域の活性化

畜産クラスターの取組等により、関係者が連携し一体となって畜産の収益性の向上を図るため、畜産農家、神奈川県、伊勢原市、伊勢原市農業協同組合、外部支援組織、畜産関連事業者その他の関係者が参画した協議会を設立する。設立後の具体的な取組として、肉用牛農家における繁殖・肥育一貫経営への移行の支援や酪農における哺乳ロボット等の省力化技術の導入・普及を推進していく。

また、県が推進する、コントラクター・TMR（混合飼料）センターなど外部支援組織の育成と利用拡大、ＩＣＴ（情報通信技術）等の省力化技術の導入・普及、経営の法人化、牛の能力向上等を行い生産性の向上及び労働負担の軽減等の活動への協力により、畜産経営基盤や経営体質の強化を目指すものとする。

8 消費者の信頼確保

(1) 生産段階における衛生管理の充実・強化

ア 家畜伝染病の発生予防及び発症時のまん延を防止するため国、県、及び近隣市町等並びに獣医師会、保健所、警察署等の関係機関との連携を図るとともに、飼養衛生管理基準の励行促進、農場HACCPの普及・定着等を推進する。

イ 畜産物への信頼・安心を確保するために、平常時から関係者間での的確なリスクコミュニケーションを行うとともに、消費者にわかりやすい情報を多様な媒体を通じて迅速に提供する。

(2) 飼料・飼料添加物及び動物用医薬品等に係る安全性の確保

ア 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（昭和28年法律第35号）に基づく諸規制を適正に運用し、流通飼料の安全性の確保や品質の改善を図る。また「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）に基づき、動物用医

薬品等の品質を適正に保ち、適正な流通、使用を推進することで、家畜及び畜産物の安全性の確保を図る。

イ 「食品衛生法」（昭和 22 年法律第 233 号）の改正（平成 15 年 法律第 55 号）により平成 18 年 5 月から施行された、いわゆる「ポジティブリスト制度」に対応し、生産段階での抗生物質等の使用履歴の記帳・記録・保管に努めるとともに、これらを指導する生産者団体等の取組を推進する。

ウ 飼料作物への農薬の使用に当たっては、農薬使用基準を遵守するよう指導し、飼料用稻（稻発酵粗飼料、飼料用米）の生産に当たっては、「稻発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」及び「飼料用米の生産・給与技術マニュアル」に基づく適切な栽培管理を徹底する。

（3）加工・流通段階における安全性の確保

加工・流通段階における安全性確保のため、乳業工場等や食肉加工処理場等における H A C C P （危害分析重要管理点）の導入を推進する。

（4）牛トレーサビリティの推進

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成 15 年法律第 72 号）に基づく諸規制を適正に運用し、B S E （牛海綿状脳症）のまん延防止措置の的確な実施や消費者に対して個体識別情報の提供に努める。

9 6 次産業化の推進

6 次産業化に取り組もうとする畜産農家に対しては、神奈川県等関係機関の協力のもと、畜産クラスター関連事業や融資制度、農林漁業成長産業化ファンド等の利用に加え、「6 次産業化サポートセンター」による専門家相談、新商品開発支援等を活用するなど関係者が一体となって推進し、畜産物の販路拡大等による収益力向上を図る。

また、加工商品の開発支援に対しては、伊勢原産の生乳や精肉等を加工して商品化を進める生産者、事業者等に様々な方面から支援を行っていくものとする。

II 生乳の生産量の目標並びに乳用牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産量及び乳用牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在（平成25年度）					目標（平成37年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
伊勢原市	市全域	頭 1,530	頭 1,096	頭 1,026	kg 7,763	t 7,965	頭 1,335	頭 881	頭 826	kg 8,500	t 7,021

(注) 1 平成25年度数値：平成26年2月1日現在（農林水産省 畜産統計）

2 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。

3 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在（平成25年度）							目標（平成37年度）							
		肉専用種				乳用種等			肉用牛 総頭数	肉専用種				乳用種等		
		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
伊勢原市	市全域	頭 300	頭 50	頭 210	頭 0	頭 260	頭 1	頭 39	頭 40	頭 310	頭 90	頭 200	頭 0	頭 290	頭 0	頭 20

(注) 1 平成25年度数値：平成26年2月1日現在（農林水産省 畜産統計）

2 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。

以下、諸表において同じ。

3 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

単一経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要					生産性指標										備考						
	経営形態	飼養形態				牛		飼料					人									
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	作付体系及び单収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国产飼料(種類)	飼料自給率(国产飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働	経営				
機械化などにより省力化を図る	家族	頭 30	つなぎ パイプ ライン 自動給 餌器	ヘル バー 公共育 成牧場	分離給与	(ha) -	kg 8,500	産次 3.7	kg 青刈り トウモ ロコシ 6,000	ha 3	-	% 20	% 50	割 5	円(%) 98(92)	hr 112	hr 3,360(1, 680h*2 人)	万円 3,453	万円 2,823	万円 630	万円 315	市内 全域
可能な限り規模拡大と外部化、構築連携を図る	家族	50	つなぎ パイプ ライン 搾乳ユニット 自動搬送装置	ヘル バー 公共育 成牧場 TMR コントラ クター	TMR	-	8,500	3.7	青刈り トウモ ロコシ 6,000	5	コントラクター・ TMR	-	20	50	5 91(86)	84 4,200(2, 000h*2 人)	5,756	4,704	1,052	526	市内 全域	

2 肉用牛経営方式

肉用牛（肥育・一貫）経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要						生産性指標												備考						
	経営形態	飼養形態			牛						飼料						人								
		飼養頭数	飼養方式	給与方式	分娩間隔	初産月齢	肥育開始月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国产飼料(種類)	飼料自給率(国产飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営		主たる従事者1人当たり所得	
繁殖・一貫化による畜産費の低減等を図る家族経営	家族複合	頭肉専用種一貫繁殖40肥育110	牛房群飼	分離自動給餌機コフィード活用	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	kg	ha	福わら・飼料用米・エコフィード	%45	%40	1.0	円(%)633(95)	hr2,700	hr60(1,800hr*1.5人)	万円2,157	万円1,426	万円731	万円487	市内全域
肥育期間の短縮等生産の向上を図る家族経営	家族複合	頭肉専用種肥育110	牛房群飼	分離自動給餌機コフィード活用	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	kg	ha	福わら・飼料用米・エコフィード	%25	%20	2.5	円(%)401(77)	hr2,700	hr30(2,000hr*2人)	万円11,592	万円10,516	万円1,076	万円538	市内全域
繁殖・一貫化による畜産費の低減等を図る家族経営	家族複合	頭交雑種肥育20	牛房群飼	分離自動給餌機コフィード活用	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	kg	ha	福わら・飼料用米・エコフィード	%25	%25	0.5	円(%)394(78)	hr4,000	hr30(2,000hr*2人)	万円9,266	万円8,263	万円1,003	万円502	市内全域

(注)「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含まれない。

IV 乳用牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳用牛

(1) 乳用牛飼養構造

地区域名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②／①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③／②
					③総数	④うち成牛頭数	
伊勢原市 全域	現在	戸	戸	%	頭	頭	頭
	目標	1,298	37	3	1,530	1,096	41

(2) 乳用牛の飼養規模拡大のための措置

- ① 畜産クラスター事業を活用し、酪農関係団体や関係機関と連携しながら地域の中核的な担い手となる意欲的な後継者の育成・確保を図り、安定した経営を目指す。
- ② 関連団体が行う酪農ヘルパー事業等の活用促進、預託育成の推進など、多様な経営形態に応じたコストの低減や分業化・省力化を推進し、ゆとりある生産性の高い効率的な生産体制を確保する。
- ③ TMR（混合飼料）給与方式や自動給餌機、搾乳ユニット自動搬送装置、哺乳ロボット等の省力化技術の普及・導入を推進する。
- ④ 牛群検定や飼料分析、経営診断等の生産・経営管理情報の活用により、生産性の高い効率的な生産体制を確保するとともに、雌雄産み分け用選別精液やO P U（経腔採卵技術）等の活用、乳牛精液の積極的な活用により、計画的で高能力な優良後継牛の確保を図る。
- ⑤ 過搾乳の防止や栄養管理の徹底、適切な削蹄の励行、牛舎環境の改善等適正な飼養・衛生管理を推進し、生涯生産性に優れた健康な牛群への改良を促進する。
- ⑥ 立地条件に適した安定的な規模拡大を図り、さらに低コスト生産を推進するため、利用可能な土地（水田、耕作放棄地等）を活用して飼料を生産し、土地利用型酪農の推進を図る。併せて、飼料作物の奨励品種の普及や栽培管理技術の指導による生産性及び品質の向上を図る。
- ⑦ 家畜排せつ物の管理の適正化、良質堆肥生産による利用の促進を図る。
- ⑧ 牛乳・乳製品の製造販売の取組を支援し、市内産牛乳の地産地消を推進する。

2 肉用牛

(1) 肉用牛飼養構造

① 肉専用種繁殖経営

	地域名	① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数							
					総数	肉専用種				乳用種等		
						計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
繁内 殖専 用經 營種	伊勢原 市全城	戸	戸	%	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
		現在	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		目標	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) () 内には、一貫経営に係る分（肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営）について内数を記入すること。

② 肉専用種肥育経営

	地域名	① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数							
					総数	肉専用種				乳用種等		
						計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
種肉 肥育專 用	伊勢原 市全城	現在	1,298	2 (1)	0.1	260	260	50	210			
		目標	1,298	2 (2)	0.1	290	290	90	200			

(注) () 内には、一貫経営に係る分（肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営）について内数を記入すること。

③ 乳用種・交雑種肥育経営

	地域名	① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数							
					総数	肉専用種				乳用種等		
						計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
交乳 育種 肥・ 經營	伊勢原 市全城	現在	1,298	1	0.07	40				40	1	39
		目標	1,298	1	0.07	20				20		20

(2) 肉用牛の飼養規模拡大のための措置

ア 共通

- ① 畜産クラスター事業を活用し、肉用牛関係団体や関係機関と連携しながら地域の中核的な担い手となる意欲的な後継者の育成・確保を図り、安定した経営を目指す。
- ② 法人化及び繁殖・肥育一貫経営への移行を推進し、多様な経営形態に応じたコストの低減や分業化・省力化に取り組み、ゆとりある生産性の高い効率的な生産体制を構築する。
- ③ 酪農部門との連携により、乳用牛による黒毛和種受精卵産子を積極的に活用する。
- ④ 稲わらやエコフィード等を活用し、地域の耕種農家等へ良質な堆肥を還

元する資源循環型畜産に努める。

- ⑤ 牛舎環境の改善等適正な飼養・衛生管理を推進する。
- ⑥ 家畜排せつ物の管理の適正化及び良質堆肥生産による利用の促進を図る。
- ⑦ 消費者ニーズに対応した安全で安心な良質の牛肉を供給するため、関係機関、団体による指導体制を強化する。
- ⑧ 大消費地にある利点を生かし、牛肉・牛肉加工品の製造販売等6次産業化の取組を拡大し、県産牛肉の地産地消を推進する。

イ 肉専用種肥育経営

- ① 肉用牛枝肉情報全国データベースや育種価を利用した優良子牛の選定、飼料分析や経営診断等の生産・経営管理情報の活用により、生産性の高い効率的な生産体制を確保するとともに、飼養管理技術の改善等により肥育期間の短縮を図る。

ウ 交雑種肥育経営

- ① 飼料分析や経営診断等の生産・経営管理情報の活用により、生産性の高い効率的な生産体制を確保するとともに、飼養管理技術の改善等により肥育期間の短縮を図る。
- ② 乳用牛から生まれた交雑種子牛を活用し、地域内一貫生産体制を推進する。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在	目標（平成37年度）
飼料自給率	乳用牛	17.90%	20.30%
	肉用牛	13.80%	15.00%
飼料作物の作付延べ面積		94ha	83ha

2 具体的措置

- ・ トウモロコシの二期作やトウモロコシと他の作物との二毛作等を推進する。また、栽培管理や機械利用等の共同化、コントラクターやTMR（混合飼料）センターなど外部支援組織の育成と利用拡大を推進する。
- ・ 飼料用米の生産・利用を推進するため、県内外の耕種農家と畜産農家等のマッチングを行うとともに、供給体制構築のための機械・施設整備等を支援する。
- ・ 地域の実情に応じて耕作放棄地等の未利用農地を活用した自給飼料生産の推進や育成牛の預託により飼料自給率の向上を図る。
- ・ エコフィードについては、畜産農家と食品製造事業者等のマッチングを推

進し、安全性を確保しつつ、保存性や嗜好性を高めることで利用拡大を進めます。

VI 集送乳の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

市内で生産された生乳は、集送後に県内の乳業工場へ直接搬入されている。指定生乳生産者団体の取組及び都道府県計画との整合性を図りながら、流通コストの低減に向けた取組等を行っていく。

2 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通合理化

ア 家畜市場の現状

名 称	開設者	登録 年月日	年間開催日数					年間取引頭数（平成25年度）				
			肉専用種		乳用種等			肉専用種		乳用種等		
			子牛 (日)	成牛 (日)	初生牛 (日)	子牛 (日)	成牛 (日)	頭	子牛 (頭)	成牛 (頭)	初生牛 (頭)	子牛 (頭)
神奈川県家畜市場	神奈川県家畜商業協同組合	S42, 5	36	36	36	36	36	30	0	1,875 (1,875)	19 (19)	1 (1)

(注) 1 肉用牛を取り扱う市場について記入

- 2 初生牛とは生後1~4週間程度のもの、子牛とは生後1年未満のもの（初生牛を除く）、成牛とは生後1年以上のものとする。
- 3 乳用種等については、交雑種は内数とし（ ）書きで記入

イ 具体的措置

伊勢原市に家畜市場はなく、上記市場は県内で唯一の家畜市場である。公正な取引や適正な価格形成を図りつつ、黒毛和種専用市場を設けるなど生産者・購買者の利便性の向上を推進する。

(2) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理加工施設の現状

名 称	設置者 (開設)	設置 (開設) 年月日	年間 稼働 日数	と畜能力 1日当たり		と畜実績 1日当たり		稼働率 ②/① %	部分肉処理 能力1日当たり ③	部分肉処理 実績計		稼働率 ④/③ %
				①	うち牛	②	うち牛			③	うち牛	
横浜中央卸売市場食肉市場	横浜市	S34, 11	245	1,220	420	749	216	61.4	—	—	—	—
神奈川食肉センター	(株) 神奈川食肉センター	H14, 3	251	2,840	240	2,227	95	78.4	1,540	240	1,087	15
計	2ヶ所		496	4,060	660	2,976	311		1,540	240	1,087	15

(注) 1 食肉処理施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 4 条第 1 項の都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市長）の許可を受けたものをいう。

2 頭数は、豚換算（牛 1 頭＝豚 4 頭）で記載する。

イ 食肉処理加工施設の再編整備目標

神奈川県が示した計画によると、県内の食肉処理加工施設は、平成 14 年 4 月に現在の 1 市場と 1 食肉センターの計 2 か所に再編整備されている。

ウ 肉用牛（肥育牛）の出荷先

区域名	区分	現在（平成25年度）						目標（平成37年度）						
		出荷頭数 ①	出荷先			県外 ②/①	出荷頭数 ①	出荷先			県外 ②/①			
			県内					県内						
			食肉処理加工施設 ②	家畜市場	その他			食肉処理加工施設 ②	家畜市場	その他				
県下全域		頭	頭	頭	頭	頭 %	頭	頭	頭	頭	頭 %			
肉専用種	1,060	583	0	0	477	55.0	1,236	865	0	0	371	70.0		
乳用種	1,332	1,198	1	0	133	89.9	1,125	1,069	0	0	56	95.0		
交雑種	1,424	1,270	0	0	154	89.2	1,695	1,514	0	0	181	89.3		

エ 具体的措置

神奈川県が示した計画に従うものとする。具体的には、と畜解体から部分肉加工処理まで一貫かつ大規模に行う食肉センターについては、食肉の処理コストや部分肉流通の拡大による流通コストを低減するとともに、国産食肉の安全性向上に寄与している。引き続き、H A C C P （危害分析重要管理点）による衛生管理を推進し、輸出国の求める衛生基準にも配慮しながら機能強化や処理頭数及び稼働率向上を図る。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

1 畜産クラスターの推進方針

畜産クラスターによる取組は中心的経営体を核として、生産者、畜産関係団体、県・市町村等の関係者が連携し、地域全体での収益性向上を目指す。

- ・ 酪農においては、T M R （混合飼料）給与方式等の活用を推進するとともに、自動給餌機や搾乳ユニット自動搬送装置等の整備を推進することで、コスト低減や分業化・省力化に取り組む。また、優良受精卵の導入や産み分け用選別精液、O P U （経腔採卵技術）等により、高能力牛群のための迅速な家畜改良増殖を行う。
- ・ 肉用牛経営においては、規模拡大や繁殖・肥育一貫経営への移行を推進し、コストの低減や分業化・省力化に取り組む。

- ・ 酪農及び肉用牛経営とともに、畜舎の機能・性能の向上や畜産環境対策等に必要な機械・施設の整備等への支援を継続する。また、大消費地にあるメリットを活かした6次産業化の取組拡大や、加工販売施設の整備等による販路拡大・収益力の向上を目指す。